



佐賀県公報

平成16年
8月23日
(月曜日)
第12497号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 漁船損害等補償法施行令に基づく指定漁船調書の縦覧 (五五二・生産者支援課) 一
- 道路の区域の変更 (五五三・道路課) 一
- 道路の供用開始 (五五四・") 二
- 道路の区域の変更 (五五五・") 二
- 道路の供用開始 (五五六・") 二
- 字の区域の変更 (五五七・市町村課) 二
- 落札者等の公示 (情報・業務改革課) 二〇
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二〇
- 貸金業者の登録の取消 (商工課) 二一
- 農地保有合理化事業規程の変更承認 (農産課) 二一

○ 告 示

●佐賀県告示第五百五十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出内容を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名		住所		氏名	漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合名						
千代田町加入区	千代田町	神埼郡千代田町大字崎村一八五八番地	西村誠一郎	西村 勝行		千代田町漁業協同組合					
千代田町加入区	千代田町	神埼郡千代田町大字崎村一七九九番地イ	西村誠一郎	西村 勝行	千代田町漁業協同組合						
<p>二 指定漁船調書の縦覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入区名</th> <th>縦覧期間</th> <th>縦覧場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田町加入区</td> <td>告示の日から起算して一五日間</td> <td>千代田町漁業協同組合</td> </tr> </tbody> </table>						加入区名	縦覧期間	縦覧場所	千代田町加入区	告示の日から起算して一五日間	千代田町漁業協同組合
加入区名	縦覧期間	縦覧場所									
千代田町加入区	告示の日から起算して一五日間	千代田町漁業協同組合									
<p>●佐賀県告示第五百五十三号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年八月二十三日から平成十六年九月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月二十三日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>											
道路の種類及び路線名	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル							
県道 牛津芦刈線	小城郡牛津町大字牛津字一本柳九九番二地先から 小城郡牛津町大字牛津字一本柳七五番三地先まで	後	一六・七 一・二	三九一・五							
	小城郡牛津町大字牛津字一本柳九九番二地先から 小城郡牛津町大字牛津字一本柳七五番三地先まで	前	一六・三 六・九	三九一・五							

<p>●佐賀県告示第五百五十四号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年八月二十三日から平成十六年九月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月二十三日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	県道 牛津芦刈線	小城郡牛津町大字牛津字一本柳九九番一地从りから 小城郡牛津町大字牛津字一本柳七五番三地从りまで	平成一六・八・二三
	<p>●佐賀県告示第五百五十五号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>その区域を表示した図面は、平成十六年八月二十三日から平成十六年九月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月二十三日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>		

道路の種類及び路線名	道の区間		変更前後の別	区員		延長メートル
	前	後		メートル	メートル	
県道 佐賀外環状線	神埼郡神埼町大字本告牟田字四本杉二二三三番一地从りから 神埼郡千代田町大字姉字大一本松一六六六番一地从りまで	神埼郡神埼町大字本告牟田字四本杉二二三三番一地从りから 神埼郡千代田町大字姉字大一本松一六六六番一地从りまで	後	一一・八 六・六	一一・八 六・六	六〇三・七
●佐賀県告示第五百五十六号	<p>道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。</p> <p>その区間を表示した図面は、平成十六年八月二十三日から平成十六年九月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十六年八月二十三日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>					
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日				
県道 佐賀外環状線	神埼郡神埼町大字本告牟田字四本杉二二三三番一地从りから 神埼郡千代田町大字姉字大一本松一六六六番一地从りまで	平成一六・八・二三				
●佐賀県告示第五百五十七号	<p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北茂安町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出が</p>					

	<p>一、二三二四二、二三二五二、二三三三二、二三三三四 一、二三四〇一、二三四一一、二三四二二、二三四七二、二三四 八、二三四九二、二三五〇から三五二まで、二三五四の一部、 二三五五の一部、二三五六から二三六一まで、二三六三二、二 三六三三から三六三五まで、二三六四一、二三六四二、二三六 五、二三六五二及び二三六六一並びにこれらに伴う道路及び 水路の区域</p> <p>大字東尾字東尾四杉二三六七二、二三七〇、二三七三二、二 三七四一、二三七六から三八五まで、二三八六の一部、二三 八七二、二三八七三、二三九〇、二三九一の一部、二三九二、 二三九三二、二三九三三、二三九四二、二三九四三、二三九五、 二三九六、二三九七の一部、二三九八、二三九九、二四〇〇の 一部、二四〇一一、二四〇二の一部、二四〇二の一部、二四 〇四、二四〇五、二四一〇一、二四一〇二、二四一八、二四一 九、二四二二、二四二二、二四二五二、二四二九二、二四三三 から二四三六まで、二四四一から二四四六まで、二四四八、二 四四九一、二四四九二、二四五一一、二四五二、二四五三、 二四五九一から二四五九三まで、二四六〇から二四六一まで、 二四六三、二四六六、二四六六二、二四六七、二四六八一、 二四六八二、二四六九、二五三三二、二五三三三、二五三九か ら二五四二まで、二五四四一、二五四五二、二五四六、二五四 七、二五四八、二五五〇から二五五二まで及び二五五三並 びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字東尾字小原二六七六、二六七七、二六八〇から二六九四 まで、二六九六及び二七〇一並びにこれらに伴う道路及び水 路の区域</p> <p>大字東尾字大塚三一八一から三一八四まで、三一八五、三 一八五三、三一八六、三一八七、三三二一〇、三三二一一、三三 二一二、三三二二二、三三二二五、三三二二六及び三三二二八から三三 三五まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字東尾字毛見瀬三三一四から三三一九まで、三三二八、三 三二九、三三五五、三三五七、三三五八、三三五九、三三三三</p>		<p>九三、三三七六から三三七八まで、三三八〇一、三三八〇三、 三三八一から三三八三まで、三三八四一から三三八四七まで、 三三八五、三四三四及び三四三五並びにこれらに伴う道路及び 水路の区域</p> <p>大字東尾字新無三四三六並びにこれに伴う道路及び水路の区 域</p> <p>大字江口字二本杉九七二三の一部、九七三三、九七五三、九 七六三、九九二二、九九二四、九九三三、九九五二及び九九五四 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字江口字一本松一六七五及び一六七六一</p> <p>大字白壁字一の幡三六一三三、三六五五二、三六五六から三 六五八まで、三六五九の一部、三六六〇一の一部、三六七九、 三七一九の一部、三七四八の一部及び三七四九の一部並びにこ れらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字東尾字一本松三九四及び三九五に伴う道路の地先の字二 本松の道路及び水路</p> <p>大字東尾字二本松四九三に伴う水路の地先の字一本松の道路 大字東尾字二本松五〇八から五一〇までに伴う道路及び水路 の地先の字一本松の道路及び水路</p> <p>大字東尾字杉三 二三一九二の地先の大字白壁字一の幡の水 路</p> <p>大字東尾字杉三 二三五五の地先の大字白壁字一の幡の水 路</p> <p>大字東尾字杉三 二三六四一の地先の字小原の道路及び水路</p> <p>大字東尾字小原二六七五一の地先の水路</p> <p>大字東尾字大塚三三二二の地先の字小原の道路及び水路</p>
	<p>大字東尾字西尾</p>		<p>大字東尾字二本松五八四の一部、五八五の一部、五八八の一 部、五八九の一部、五九二の一部、五九四の一部、五九七 から六〇九までの各一部、六一〇一の一部、六一〇三の一部、 六一一から六一九までの各一部、六二二の一部、六二二、六二 三の一部、六二六から六二八までの各一部、六二九の一部、 六三〇の一部、六三一の一部、六三二の一部、六三三の一部、</p>

一三七九_三から一三七九_六まで、一三八〇_一、一三八一、一三八三、一三八四_一、一三八五から一三九二_二まで、一三九三_一、一三九三_二、一三九四_一、一三九四_二、一三九四_三、一三九四_四、一三九四_五、一三九四_六、一三九四_七、一三九五から一三九八_三まで、一三九九_一から一三九九_三まで、一四〇〇から一四〇七_三まで、一四一四、一四二五、一四二六、一四二七_一、一四二八から一四三二_二まで、一四三二_一、一四三三_一、一四三四_一、一四三五_三及び一四三五_五並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字東尾字大藪一四四五_二、一四四五_三、一四四六_三、一四四六_四、一四四七_二、一四四八_一、一四四九から一四五七_六まで、一四六六、一四六七、一四六八_一、一四八二、一四八四から一四八六_六まで、一四八七_一、一四八八から一四九二_二まで、一四九四から一四九七_三まで、一四九九から一五〇二_二まで、一五〇三_一から一五〇三_九まで、一五〇四_一から一五〇四_九まで、一五〇五、一五〇六_一から一五〇六_六まで、一五〇七から一五一七_一まで、一五一八_一、一五一八_二、一五一九、一五二〇、一五二一_一、一五二二_三、一五二四、一五二五、一五二六_一、一五二六_二、一五二七から一五三二_二まで、一五三二_一、一五三三_一、一五三三_二、一五三三_三、一五三四、一五三五_一、一五三六_二、一五三七、一五三八_二、一五三九から一五四二_二まで、一五四三_一、一五四三_二、一五四四、一五四五_一、一五四六_一、一五四七_一から一五四七_三まで及び一五四八_一から一五四八_三まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字東尾字大園一五六〇_三、一六七三_一、一六七四_二、一六七七_二、一六七八_二及び一六七八_四並びにこれらに伴う道路の区域

大字東尾字坂口一八一八_二、一八一八_三、一八一九_一及び一八二〇_一並びにこれらに伴う道路の区域

大字江口字五本松七一一_一の一部、七一一から七一一四_四までの各一部、七一一_二の一部、七一一_三の一部、七一一_四、七一一_五、七二〇_一、七二〇_二、七二〇_三から七二二三_三まで、七二六、七二八、七三〇、七三一_一、七三五_一、七三六_一、七三六_三、七三七_一、

大字白壁字白壁

七三七_三、七三七_四、七三七_六、七三八_一、七三八_三、七三九_一、七三九_二、七三九_六、七四〇_一、七四〇_二、七四〇_三、七四〇_四、七四〇_一の一部、七四二_二の一部、七四三_二の一部及び七四三_三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字一本杉八四九_三の一部、八四九_四の一部、八四九_{一〇}の一部、八六〇_一から八六〇_六までの各一部、八六〇_八、八六一_一の一部、八六一_三の一部、八六一_{一〇}、八六一_{一二}、八六一_{二五}、八六二_六、八六二_八、八六四_三、八六五_三、八六六_三、八六七_四、八七〇_三、八七五_三、八七六_四、八七六_六、八七七_三、九二五_四、九二六_五、九二六_七、九二八_三、九三〇_三、九三一_三、九三二_三及び九三三_三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字二本杉九七一_三及び九七二_三の一部

大字東尾字一本杉六六三_一、八三三_二及び八三九_一の地先の大字江口字一本杉の道路及び水路

大字東尾字大藪一四八七_三の地先の水路

大字白壁字一の幡三五二_九、三五三_一、三五三_三、三五三_六から三五三_八まで、三六五_九の一部、三六六_〇の一部、三六六_〇、三六六_八、三七一九_一の一部、三七四_六、三七四_七、三七四_八の一部及び三七四_九の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字東尾字杉三 一三三_一六_一、一三三_一八_一の一部、一三三五_四の一部及び一三三五_五の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字東尾字四杉二三八_六の一部、二三九_一の一部、二三九_七の一部、二四〇〇_一の一部、二四〇〇_二の一部及び二四〇〇_二の一部並びにこれらに伴う水路の区域

大字東尾字杉三 一三三五_四及び一三三五_五の地先の大字白壁字一の幡の水路

大字東尾字四杉二三八_六、二三九_一、二三九_七、二四〇〇_一、二四〇〇_二及び二四〇〇_二の地先の大字白壁字一の幡の水路

大字白壁字一の幡三五三_六の地先の大字東尾字杉三の水路

大字江口字江口

大字江口字二本松四五五、四五七、四六〇、四六一、四六三、四六三、四六四、四六五、四六七、四六九、四六九、四七一から四七四まで、四七二、四七三、四七三、四七四、四七五から四七七まで、四七八、四七八、四七九から四八二まで、四八三、四八三、四八四から四八七まで、四八八、四九〇から四九三まで、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五から四九五まで、四九五、四九六、四九九、四九九、五〇〇、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五〇九、五一〇、五一〇、五一二、五一三、五一三、五三一、五三三、五三三、五三七、五三九、五四〇、五四一、五四四、五五二、五五五から五五八まで、五五九、五六三、五六五、五六六、五六八、五六九、五七〇、五七〇、五七一から五七六まで、五七七、五七七、五七八から五八二まで、五八四、五八七、五八八、五八八、五九〇、五九〇、五九三、五九四、五九六、六〇二及び六〇七一並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字五本松六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六二二、六二六、六二七、六二七、六二九、六三〇、六三〇、六三〇から六三〇まで、六三二、六三二、六三五、六三六、六三七、六三七、六四二、六四五、六四六から六四九まで、六五二、六六〇、六六二、六六四、六六五、六六六、六六六、六六七、六七〇、六七二、六八三、六八四、六八六、六八八、六九三、六九四、六九六、六九九、七〇二、七〇三、七〇三、七〇三から七〇三まで、七〇四、七〇五から七〇五まで、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一〇、七一〇、七一〇から七一〇までの各一部、七一一の一部、七一一の一部、七一一の一部、七四二の一部、七四三の一部、七四三の一部、七四四、七四六、七四八、七四九、七四九、七五〇、七五一、七五五、七五五、七五六、七五七、七五九から七六一まで、七六四、七六四、

七六六、七六七、七六八、七七二から七七五まで、七七九から七八一まで、七八二、七八四、七八五、七八七、七八八、七九〇、七九〇、七九二及び七九三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字二本杉七九四、七九五、七九六、七九七、七九七、七九八、八〇一、八〇二から八〇六まで、八〇七から八〇七まで、八〇八、八〇九、八一〇、八一〇、八一〇、八一二、八一三、八一三、八一四、八一六、八二一、八二二、八二七、八四一から八四五まで、八四八、八四九、八四九三の一部、八四九四の一部、八四九五から八四九九まで、八四九〇の一部、八五二、八五二、八五三、八五三から八五八まで、八五九、八五九、八六〇から八六〇までの各一部、八六一の一部、八六一、八六一、八六二から八六二まで、八六四、八六四、八六五、八六六、八六七、八六七、八七〇、八七三、八七五、八七六、八七六、八七七、八七八から八八三まで、八八四、八八四、八八五から八八七まで、八八八、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九九、九〇一、九〇二、九〇三、九〇三、九〇六、九〇六、九〇七、九〇七、九〇八、九〇八、九一〇から九一三まで、九一四、九一六、九一七、九一九、九二〇、九二四、九二四、九二五、九二六、九二六、九二八、九二九、九三二、九三三、九三七、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四〇及び九四二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字二本杉九五二、九五八、九六〇、九六〇、九六二、九六三、九六三、九六四から九六七まで、九六八、九六八、九六九、九七〇、九七二、九七三、九七五、九七六、九七七から九八一まで、九八一、九八三から九八三まで、九八五、九八五、九八六、九八七、九九一、九九二、九九三、九九三から九九三まで、九四、九九五、九九六、九九七、九九九、一〇〇一、一〇〇

〇三、一〇〇五_二、一〇〇八から一〇一〇まで、一〇一一_一及び一〇一三_二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字一本松一〇一四_一、一〇一五_一、一〇一六_一、一〇一七_一、一〇一七_二、一〇一七_三、一〇一八、一〇一九_一、一〇二二から一〇二四まで、一〇二五_一、一〇二五_二、一〇二六、一〇二七の一部、一〇二八の一部、一〇二九_一、一〇二九_二、一〇三〇_一、一〇三〇_二、一〇三三_一、一〇三三_二、一〇三三_三、一〇三四_一、一〇三六_一、一〇三七_一、一〇三八_一、一〇三八_四、一〇三九、一〇四〇、一〇四三_一、一〇四五_一、一〇五四_一、一〇五六_一、一〇五八_一、一〇五九_一、一〇六〇から一〇六三_三まで、一〇六一_一、一〇六一_二、一〇六一_三、一〇六二_一、一〇六三_一、一〇六三_二、一〇六四、一〇六五_一、一〇六五_二、一〇六六から一〇八一まで、一〇八五、一〇九三_一、一〇九六、一〇九九_一、一一〇〇、一一〇三_一、一一〇四、一一〇五_一、一一〇五_二、一一〇六、一一〇八から一一〇八_三まで、一一〇九_一、一一一〇から一一一五まで、一一一七、一一一九、一一二一から一一二四まで、一一二三から一一二三_三まで、一一二四、一一二五、一一二八、一一二九_一、一一二九_二、一一三一、一一三五、一一三六、一一三八、一一四一から一一四四まで、一一四六、一一四九、一一五三、一一五五、一一五八、一一五九、一一六一、一一六一_二、一一六二から一一六六まで、一一六七から一一六七_八まで、一一六八から一一七四まで、一一七六、一一七七、一一七八_一、一一七九_一、一一八〇、一一八二、一一九〇_一、一一九二_一、一一九三_一、一一九三_二、一一九四_一、一一九四_二、一一九六_一、一一九六_二、一一九七から一二〇一まで、一二〇二_一、一二〇三_一、一六六〇_一の一部、一六六一_一、一六六三_一、一六六四_一、一六六五_一、一六六七から一六七四まで、一六七五_一、一六七七_一の一部、一六七九_一の一部、一六八〇の一部、一六八一_一、一六八一_三の一部及び一六八一_四の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字屋敷角一五〇二_一
 大字江口字二本松一五三三_一から一五三三_五まで、一五一四

大字江口字西大島

三八から一五四_四まで、一五四〇_三から一五四〇_五まで、一五四五_三から一五四五_六まで、一五五〇_三、一五五二_一、一五五二から一五五四まで、一五五七_一、一五五八、一五六〇_二、一五六一_一、一五六一_三から一五六一_五まで、一五六三_一、一五六四、一五六六、一五六七_一、一五六七_二、一五六九、一五七〇、一五七二、一五七三、一五七四_一、一五七五_一の一部、一五七五_二、一五七七_一、一五七七_二の一部、一五八一_一の一部、一五八二、一五八二_二、一五八三から一五八五まで、一五八七_三、一五八八_三、一五八八_四の一部、一五八九_二の一部、一五九〇_一の一部、一六三九_一の一部、一六四二_一の一部、一六四三_一、一六四三_二、一六四四_一、一六四四_二、一六四五_一の一部、一六四六、一六四七及び一六四八から一六五一までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字二本松四六五_一、四七三_三及び四七四_一の地先の字五本松の道路及び水路

大字江口字一本杉九三三_一及び九四八_一の地先の道路

大字江口字一本杉九三〇_一の地先の水路

大字江口字一本杉九四〇_一及び九四〇_三の地先の字二本杉の水路

大字江口字五本松七六一及び七六四_一の地先の字一本杉の道路

大字江口字一本松一〇二七_一の一部、一〇二八_一の一部、一六五二、一六五三_一、一六五三_二、一六五四_一、一六五五_一、一六五六_一、一六五七_一、一六五七_二、一六五八、一六五九、一六六〇_一の一部、一六七七_一の一部、一六七八_一、一六七九_一の一部、一六八〇_一の一部、一六八一_三の一部、一六八一_四の一部、一六八一_五、一六八二、一六八三、一六八四_一、一六八五、一六八六_一、一六八七_一、一六八九_一、一六九〇_一、一六九一から一六九一_三まで、一六九二_一、一六九二_二、一六九二_四、一六九三_一、一六九三_二、一六九五_一、一六九五_二、一六九六_一、一六九七_一から一六九七_二まで、一六九八_一、一六九八_二、一六九九

一、一六九九^三、一七〇〇^一、一七〇二^二、一七〇三^一、一七〇四^一、一七〇四^三、一七〇五^一、一七七五^四、一七七六^五、一七七六^六、一七七七^六、一七七七^七、一七七七^二、一七七七^四、一七八〇^五、一七八二^一、一七八五^二及び一七八五^三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字江口字二本松一五七五^一の一部、一五七七^一の一部、一五八一^一の一部、一五八八^四の一部、一五八九^二の一部、一五九〇^一の一部、一五九一^一、一五九二^三、一六一一^三、一六一二^三、一六一二^四、一六一五^二、一六一八^一、一六三三^三、一六三四^一、一六三五^一、一六三六^一、一六三七^一、一六三八^一、一六三九^一の一部、一六四〇^一、一六四一^一の一部、一六四二^一の一部、一六四五^一の一部及び一六四八から一六五一までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

大字東尾字一本松二五六^三並びにこれに伴う道路の区域

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年8月23日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長

迎

出

- 1 購入物品の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ一式 598台
- 2 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 3 入札公告を行った日
平成16年6月18日
- 4 落札者を決定した日
平成16年7月30日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名

ダイワボウ情報システム株式会社佐賀支店

支店長 寺前 豪人

(2) 住 所

佐賀市愛敬町13番14号

6 落札金額

66,675,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年9月30日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年8月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成16年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ふくしの里神埼

(2) 代表者の氏名 水田正文

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県神埼郡神埼町大字鶴3456番地5

(4) 定款に記載された目的

この法人は障害者に対して、社会復帰の促進および自立と社会参加の促進に関する事業を行い、地域の精神保健福祉に寄与することを目的とする。

次の貸金業者について、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、平成16年8月12日貸金業者の登録を取り消した。

平成16年8月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 (1) 商号又は名称 みゆき商事
- (2) 氏名 田中正記
- (3) 主たる営業所等の所在地 佐賀県神埼郡神埼町大字姉川11960番地2
- (4) 登録番号 佐賀県知事(1)第00808号
- (5) 登録年月日 平成13年9月20日
- 2 (1) 氏名 中島匠
- (2) 主たる営業所等の所在地 佐賀県佐賀市鍋島六丁目6番6号 メゾン高野B-204
- (3) 登録番号 佐賀県知事(1)第00811号
- (4) 登録年月日 平成13年9月20日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次とおり承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。

平成16年8月23日

佐賀県知事 古 川 康

農地保有合理化事業者の名称及び住所	事業規程の変更承認に係る農地保有合理化事業の種類	事業規程の変更内容	変更の承認年月日
佐賀みどり農業協同組合 杵島郡大町町大字大町1625番地1	農地売買等事業（法第4条第2項第1号に規定する事業をいう。）	農地売買等事業実施における売渡し対象者の年齢要件変更等	平成16年8月10日
佐賀市農業協同組合 佐賀市成章町6番1号	〃	〃	〃
白石地区農業協同組合 杵島郡白石町大字遠江183番地1	〃	〃	〃

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年八月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)